

資料 1 関連参考資料

- 【参考資料 1-1】
医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所
に関して広告することができる事項 P. 1
- 【参考資料 1-2】
院内に掲示する事項について P. 2
- 【資料資料 1-3】
事業者による情報提供に関する他制度の例 P. 3~P. 10
- 【参考資料 1-4】
リスボン宣言 P. 11~P. 14

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項

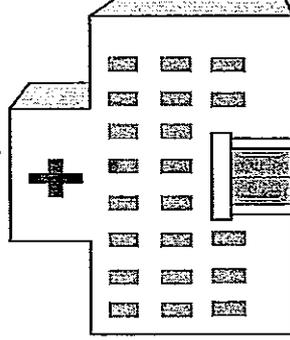
参考資料 1-1

○医療従事者に関する事項

- ・母体保護法指定医である旨
- ・身体障害者福祉法指定医である旨
- ・精神保健指定医である旨
- ・専門医の認定を受けた旨
- ・医師(歯科医師)の略歴、年齢、性別
- ・医師(歯科医師)である旨
- ・生活保護指定医(指定歯科医)である旨
- ・常時診療に従事する医師(歯科医師)の氏名
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合

○実施している医療の内容等に関する事項

- ・診療日
- ・診療時間
- ・実施している治療の方法※
- ・診療科名
- ・予約に基づく診察の実施
- ・訪問看護に関する事項
- ・在宅医療の実施
- ・健康診査の実施
- ・保健指導又は健康相談の実施
- ・往診の実施
- ・休日又は夜間における診療の実施
- ・予防接種の実施
- ・特定療養費に係る療養の実施
- ・治療に関する事項



○医療機関又は法人の運営管理等に関する事項

- ・病院(診療所)の名称、電話番号、所在地の表示
- ・(財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)
- ・医療機関のインターネットアドレス
- ・外部監査を受けている旨
- ・理事長の略歴、年齢及び性別
- ・費用の支払方法又は領収に関する事項
- ・ISOの認定を受けた審査登録機関に登録している旨
- ・入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用

○医療に係る指標に関する事項

- ・手術の件数※
- ・分べんの件数
- ・平均在院日数
- ・患者数
- ・平均病床利用率

○以下の施設種別に該当する旨

- ・保険医療機関
- ・社会保険病院*
- ・国民健康保険病院*
- ・更生医療指定病院*
- ・生活保護指定病院*
- ・育成医療指定病院*
- ・エイズ治療の拠点病院
- ・指定居宅サービス事業者
- ・指定介護療養型医療施設
- ・特定感染症指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者医療指定病院*
- ・基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関として届け出たものである旨
- ・特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として届け出たものである旨
- ・入院時食事療養の基準に適合している保険医療機関として
- ・地方社会保険事務局長に届け出たものである旨
- ・船員保険病院
- ・労災保険指定病院*
- ・精神保健指定病院
- ・結核予防法指定病院*
- ・救急医療を提供している病院*
- ・外国医師臨床研修指定病院
- ・指定介護療養型医療施設
- ・等

○医療に関する体制等に関する事項

- ・入院設備の有無
- ・入院診療計画を導入している旨
- ・診療録を電子化している旨
- ・対応することができる言語
- ・建物の内部に関する案内(病院の場合に限る)
- ・安全管理のための体制を確保している旨
- ・他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨
- ・当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨
- ・紹介することができる他の病院又は診療所の名称
- ・紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称
- ・診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

※診療報酬に係るものに限る。

院内に掲示する事項について

<p>『医療法』において掲示が義務づけられている事項</p>	<p>保険医療機関として院内に掲示が求められている事項</p> <p>『保険医療機関及び保険医療費負担規則』、『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』に定める事項</p>	<p>特掲診療料の施設基準</p> <p>※以下の手術は、5%加算を受ける要件、又は、30%減算を受けない要件として、実施件数を院内に掲示することが求められている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の氏名 ・ 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 ・ 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間 ・ 建物の内部に関する案内 (病院の場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部負担金等を受領する食事療養の内容及び費用 ・ 一部負担金等を受領する特定療養費に係る療養の内容及び費用 ・ 医科点数表(歯科点数表)の入院基本料 ・ かかりつけ歯科医初診料に関する事項 ・ 「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項 ・ 役務の提供及び物品の販売等であって患者から費用の支払を受けるものに関する事項 ・ 老人医科点数表(老人歯科点数表)の老人入院基本料 ・ 「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の計算に関する基準及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」に基づき、都道府県知事に届け出た事項に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭蓋内腫瘤摘出手術等 ・ 黄斑下手術等 ・ 鼓室形成手術等 ・ 肺悪性腫瘍手術等 ・ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 ・ 靱帯断裂形成手術等 ・ 水頭症手術等 ・ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 ・ 尿道形成手術等 ・ 角膜移植術 ・ 肝切除術等 ・ 子宮附属器悪性腫瘍手術等 ・ 上顎骨形成手術等 ・ 上顎骨悪性腫瘍手術等 ・ 同種腎移植術等 ・ 母指化手術等 ・ 内反手術等 ・ 食道切除再建術等 ・ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)

事業者による情報提供に関する他制度の例

1 社会福祉法（昭和26年 法律第45号）

※ 以下の規定を平成12年の社会福祉基礎構造改革において追加。

第8章 福祉サービスの適切な利用

第1節 情報の提供等

<説明、情報提供関係>

(情報の提供)

第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用契約の申込み時の説明)

第76条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

(利用契約の成立時の書面の交付)

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

＜サービス品質の評価等関係＞

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受けける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するため措置を講ずるよう努めなければならない。

＜広告関係＞

(誇大広告の禁止)

第79条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

＜利用者の援助関係＞

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第85条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第86条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 介護保険法関係

(1) 現行制度

◎ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第41号)

※ 介護保険法第110条第2項により委任

※ 介護保険関係事業については、この他、医療サービスに関わるものとして、「指定居宅サービス等の事業」、「介護老人保健施設」の基準について、同様の規定が置かれている。

第4章 運営に関する基準

<説明、情報提供関係 (1)>

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

(入退院)

第9条 1～4 (略)

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

＜説明、情報提供関係 (2)＞

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第14条 1～2 (略)

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第15条 1～6 (略)

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。